

政治活動用事務所の立札及び看板の証票について

室戸市選挙管理委員会

1 掲示できる立札及び看板等の総数

市長及び市議会議員の選挙

- 1 公職の候補者等 1 人につき 6 枚
- 2 同一の公職の候補者等に係る全ての後援団体を通じて 6 枚

2 掲示できる枚数

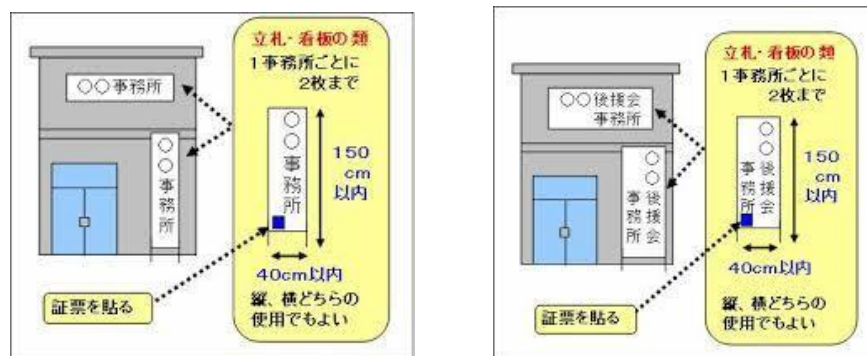
1 つの政治活動用事務所に掲示できる立札及び看板等は、2 枚以内です。

3 掲示できる場所

立札及び看板の類は、法定数の範囲内であっても、当該候補者等又は当該後援団体が、政治活動のために使用する事務所として選挙管理委員会へ届け出た建物の入口付近に立てるべきであり、届け出た以外の場所や事務所として実態のない場所（交差点や駐車場、田畑等）、自動車等については掲示できません。

4 看板等の大きさ 縦 150 cm、横 40 cm

看板等の規格は、字句の記載される部分だけでなく、その下に足が付いている場合は、その足の部分等も含まれます。この縦、横とは、単に 2 辺の長さを制限したものに過ぎないので、横にして使用することも自由です。



5 掲示できる期間

証票の有効期限までの間、当該選挙の投票日の告示の日の前に掲示したものであれば、選挙の期間中も掲示しておくことができますが、政治活動用事務所の立札及び看板であるため、選挙期間中には新たに掲示できません。

6 証票の表示

室戸市選挙管理委員会が交付する証票を表示しなければなりません。証票と共に渡した申請書の写しを保管し、証票番号と設置場所を確認し把握するようにしてください。

なお、事務所の所在地を異動した場合、証票を紛失・廃棄した場合は室戸市選挙管理委員会に届け出てください。

◆記載内容や使用方法が、選挙運動にわたることがないように、また、その他公職選挙法及び他法令に違反しないよう注意してください。

関係法令

公選法第 143 条第 16 項第 1 号、同条第 17 項・同法施行令第 110 条の 5 第 1 項第 6 号